

## 別表

※「川口市一般廃棄物処理実施計画」搬入禁止物の例示及びその処理方法に係る市長の指示 抜粋

| 区 分  | 例 示  | 処理方法に係る市長の指示   |
|--|--|--|
| 有害性のあるもの                                   | 工業薬品(塩酸、硫酸、硝酸、クロム等)、印刷インク等   | 当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。                       |
| 危険性のあるもの                                   | ガスボンベ類(プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素)、火薬類等  | 当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。                       |
| 引火性のあるもの                                   | 石油類(ガソリン、軽油、灯油、塗料、シンナー、ベンジン、エンジンオイル、ブレーキオイル等)、自動車用燃料添加剤等   | 当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。                       |
| 著しく悪臭を発するもの                                | 現像液等   | 当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。                       |
| 特別管理一般廃棄物に指定されているもの                        | 法第2条第3項の規定に基づき、政令第1条各号で定めるもの   | 当該物を取り扱っている専門の処理業者等に処理を依頼し、適正に処理すること。                              |
| 廃棄物の処理を著しく困難にし、または処理施設機能に支障が生じるもの          | 石、塩ビ管、オートバイ、瓦礫、瓦(日本瓦に限る)、車の部品、コンクリート片、建設廃材、砂、石膏ボード、洗面台、耐火金庫、タイヤ、太陽熱温水器、断熱材、土、小型耕運機、電動シニアカー、ドラム缶、流し台、農機具、バッテリー(自転車用・バイク用)、ピアノ、ブロック、ペンキ(固形物に限る)、便器、ポウリングの玉、浴槽、レンガ、たたみ(1回につき6枚に限り可) | 当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者及び廃棄物処理業許可業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。           |
| 特定家庭用機器に指定されているもの及び一般廃棄物広域認定制度により認定されているもの | ユニット型エアコンディショナー、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機  | 当該物を取り扱っている小売業者又は製造業者等、もしくは廃棄物処理業許可業者に引き取ってもらうこと等により、適正にリサイクルすること。 |
|  | パーソナルコンピュータ  | 当該物を生産した製造業者等や、小型家電リサイクル法認定事業者に取り取ってもらうことにより、適正にリサイクルすること。         |
|  | 自動車  | 当該物を購入、車検又は廃棄するときに、リサイクル料金を納入し、適正にリサイクルすること。                       |
|  | 自動二輪車及び原動機付自転車(部品を含む)  | 販売店や指定引取窓口で引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。                                  |
|  | 消火器  | 当該物を生産した製造業者等に取り取ってもらうことにより、適正にリサイクルすること。                          |
|  | FRP船   | 登録販売店や指定引取場所で引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。                                |